



「退職金の受け取り方は一時金？それとも年金？」(前編)

長年勤めた会社を定年で退職する際、退職金制度がある会社であれば、公的年金だけでは不足しがちな老後資金の一部を確保することができます。

退職一時金と退職年金の両方の制度を持つ会社であれば、どのように受け取るかを選択しなければなりません。今回から2回シリーズで選択のポイントについて考えてみたいと思います。

一時金で受け取った場合

退職一時金を受け取ると、「退職所得」として課税の対象になります。退職所得は次のような計算式で求めます。

$$\text{退職所得} = (\text{退職一時金の額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

「退職所得控除額」は、勤続20年までは1年につき40万円(ただし80万円に満たない場合は80万円)、勤続年数が20年を超える部分は1年につき70万円を差し引くことができます。勤続年数が1年未満の端数が生じた場合は1年に切り上げます。

事例

勤続年数37年1ヶ月の人が退職一時金として2,500万円を受け取ったケースを見てみましょう。

勤続年数に1年未満の端数がありますので、1年に切り上げて38年とします。退職所得控除額は、前記の計算式によれば、40万円×20年+70万円×(38年-20年)=2,060万円となります。

したがって、
 $\text{退職所得} = (2,500\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times 1/2 = 220\text{万円}$ となります。
 この220万円に対する所得税は、表1の速算表にあてはめて求めます。

表1 所得税の速算表 所得税額=(A)×(B)-(C)

課税所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)
195万円以下	5%	—
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

$220\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円} = 122,500\text{円}$ となります。

住民税は一律10%の税率で課税されます。ただし税額を10%軽減する措置が講じられています。
 $220\text{万円} \times 10\% \times (1 - 0.1) = 19.8\text{万円}$



したがって、
 退職一時金の支給額2,500万円から、税額合計32.05万円(所得税12.25万円、住民税19.8万円)が差し引かれて、勤務先から振り込まれます。今回のケースにおける退職一時金の手取りの収入は約2,468万円、支給金額における実効税率は $32.05\text{万円} \div 2,500\text{万円} \times 100\% = 1.28\%$ です。



退職一時金の税額計算で留意したい点

- ① 現行制度では、収入金額にそのまま税率を乗じて税額を計算するのではなく、「退職所得控除」を差し引くことができます。つまり勤続年数が長いほど差し引ける金額が多くなり、結果的に課税の対象を少なくすることができます。その結果所得税・住民税が小さくなります。
- ② 退職一時金の額が退職所得控除額以下であれば、実質的に課税されません。超えた場合でもその1/2が課税の所得金額となる点です。ただし、この措置を受けるためには、退職一時金を支払う会社に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなければなりません。
- ③ さらに、他の所得と合算しない「分離課税」となっていることです。その年に受け取った給与や公的年金など他の所得と合算しないので、税率が高くなることはありません。